

特別養護老人ホーム料金表 R6.8.1～

サービス利用料金 (1日あたり)

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用に係る自己負担額		589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
2. 加算		日常生活継続支援加算				36 単位
		看護体制加算				12 単位
		夜勤職員配置加算				13 単位
3. 居住費 ※1	個室					1,150 円
	多床室					840 円
4. 食事に係る自己負担額 ※1						1,550 円

注) 日野町は 7 級地で「厚生労働大臣が定める一単位の単価」1 単位=10.14 円となります
(小数点以下は切り下げで算出)

※ 1 所得に応じて減額制度があります

◆自己負担額 <1 か月 (30 日)>

負担割合 1 割

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	100,773 円	102,903 円	105,123 円	107,253 円	109,352 円
多床室	91,473 円	93,603 円	95,823 円	97,953 円	100,052 円

負担割合 2 割

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	120,546 円	124,805 円	129,246 円	133,505 円	137,703 円
多床室	111,246 円	115,505 円	119,946 円	124,205 円	128,403 円

負担割合 3 割

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	140,319 円	146,708 円	153,369 円	159,758 円	166,055 円
多床室	131,019 円	137,408 円	144,069 円	150,458 円	156,755 円

※保険分の一部負担金には 1 円以下の金額が発生することがあるため、実際の請求金額と上記表は異なる場合があります。

その他加算

		単位
外泊加算 (6 日間限度)		246 単位
初期加算 (30 日限度)		30 単位
看取り介護 加算	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位
	死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位
	死亡日	1,280 単位
介護職員等処遇改善加算		1 ヶ月当たりの総利用単位数の 14.0%

1 単位 = 10.14 円

食費・居住費の減額制度

利用者負担段階	対象者	食費	居住費	
			従来型個室	多床室
第 1 段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	300 円	380 円	0 円
第 2 段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	390 円	480 円	430 円
第 3 段階①	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	650 円	880 円	430 円
第 3 段階②	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	1,360 円	880 円	430 円
第 4 段階	・上記以外の方	1,550 円	1,150 円	840 円

※上記要件を満たしていても下記に当てはまる場合は第4段階となります。

○別世帯の配偶者が市町村民税課税である方

○本人、配偶者の預貯金等の合計額が単身の場合 1000 万円、夫婦の場合は 2000 万円を超える場合

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

対象者の条件	減額割合
<p>市町村民税非課税者であって、次の要件のすべてを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。</p> <p>① 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること</p> <p>② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること</p> <p>③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと</p>	<p>対象サービス利用者負担 25/100</p> <p>食費・居住費等 25/100</p>

特別養護老人ホーム 営の松